

作業船規則制定に関する事項

制定規則等

鋼船規則 O 編及び同検査要領
鋼船規則 A 編, B 編, C 編, CS 編, U 編, P 編及び L 編
鋼船規則検査要領 A 編, B 編, C 編, U 編及び P 編
安全設備規則検査要領及び居住衛生設備検査要領

制定及び改正事項

作業船規則制定に関する事項

改正理由

近年, 海上における石油・ガス等の資源開発が活発に行われており, 海洋構造物や生産・貯蔵・積み出し設備を搭載した浮体式海洋石油・ガス生産, 貯蔵, 積出設備 (FPSO) のような浮体施設等だけではなく, これらへの物資輸送や現地での施設搭載, 浮体の係留, 設置工事等の作業に従事する作業船に対する需要が増加している。

作業船に関する技術要件等は, 鋼船規則 P 編 (海洋構造物及び作業船等) に規定されていたが, 鋼船規則 P 編は, 主に海洋構造物を対象とした規則であることから, 業界より作業船に特化した規則が求められていた。

業界からの要望を受けて, 鋼船規則 P 編等に定められている作業船に関する要件を取りまとめ, 鋼船規則 O 編「作業船」を新規制定した。

改正内容

- (1) 作業船の用途毎に, 関連要件を鋼船規則 O 編各章に取りまとめた。
- (2) 鋼船規則 O 編の適用を受ける船舶に対し, 船級符号に用途に応じた付記を行う旨の要件を鋼船規則 O 編に加えた。
- (3) 鋼船規則 O 編の適用を受けた船舶の船級検査に関する規定を鋼船規則 B 編 15 章として規定した。